

# 広陵町地域公共交通計画策定について

## ○「広陵町地域公共交通網形成計画」(H28～R3)

平成28年5月に「広陵町地域公共交通網形成計画」を策定し、同年10月から定時定路線の有償運行を開始。計画には、高齢化の進行による公共交通の重要性が高まる中で、「まちづくりと連携して日常生活や観光利用に必要な公共交通を確保することにより、定住促進・地域の活性化を目指す」ことを基本方針として定め、次の目標を設定。

- ①基幹公共交通として、鉄道・路線バスのネットワーク・利用者数の維持
- ②広陵元気号の再編による町民の移動の利便性向上
- ③公共交通相互の連携とサービス向上による利便性向上
- ④町民の公共交通に対する満足度を向上させ、利用者増加による公共交通の持続性向上
- ⑤モビリティ・マネジメントの推進
- ⑥公共交通を守り育てる環境づくり

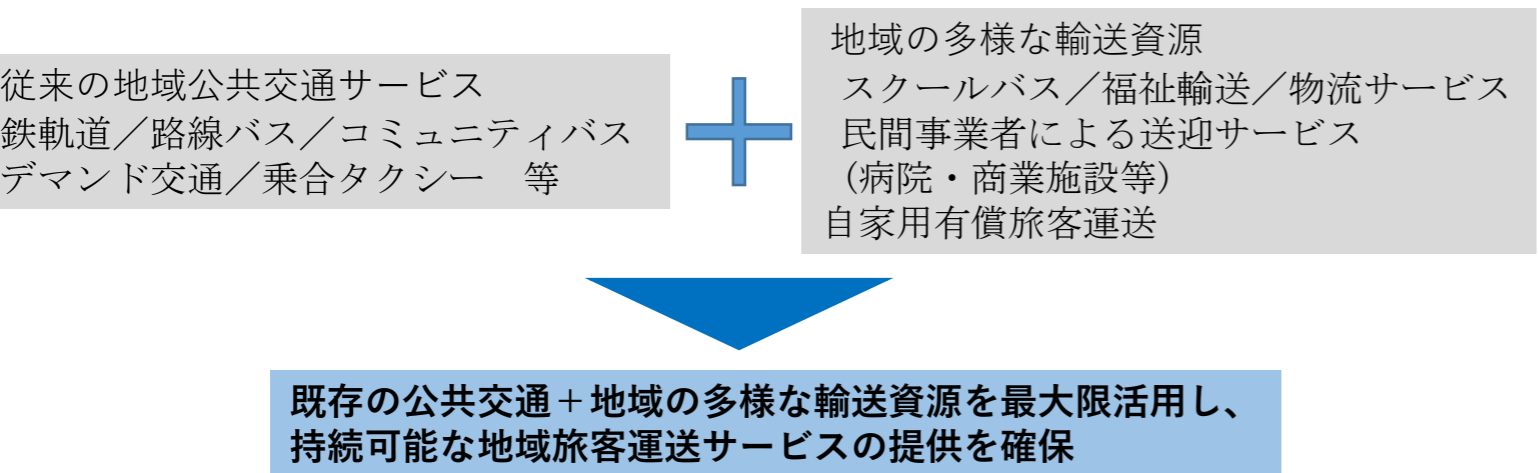
### 「広陵町地域公共交通網形成計画」に基づく実施事業

バスの乗り方教室 / 広陵元気塾との政策間連携 / 広陵元気号の標語募集  
 お買い物ポイントカード制度導入 / 車両ラッピング、方面別カラーリングの実施  
 交通シンポジウムの開催 / 運転免許返納事業 / 公共交通総合時刻表の作製  
 時刻表表紙に掲載する絵の募集 / 広報挟み込みによる無料乗車券の配布  
 モバイルサイトへの情報提供 (NAVITIME、ジョルダン、駅探、ヴァル研究所)

## ○「地域公共交通計画」について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正(令和2年11月)により、**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割**を果たす「地域公共交通計画」の策定が努力義務として規定。

また、従来のバスやタクシーなどの公共交通サービスを最大限活用した上で、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを規定。



## ○「広陵町地域公共交通計画」の策定(業務委託)

「広陵町地域公共交通網形成計画」の最終評価・検証を行い、法改正に対応する形で、現在の計画を刷新し、計画期間(5年間)における町内全ての公共交通の効果的な運用についての基本的な方針(以下「基本方針」という。)を反映した、「広陵町地域公共交通計画」を策定予定。

委託業者決定のため今月末にプロポーザル審査実施予定(提案業者は5社)。  
 委託業務は下記のとおり。

### ・「広陵町地域公共交通網形成計画」の最終評価・検証

本計画策定においては、網形成計画での課題、検証を踏まえ、適切な指標(課題・成果)の設定、本計画を実行していくために必要なPDCA(特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・事業の軌道修正・廃止方法等)の仕組み化を行う。

### ・基本方針策定

社会情勢や、町民・利用者の意見に基づき広域運行を含む公共交通の在り方を検討する。これらの公共交通の在り方の検討に当たっては、ミクロ・マクロ分析などの市場分析や住民ワークショップなどを実施する。

### ・「広陵町地域公共交通計画」の策定

現計画の最終評者・検証、基本方針策定に基づき、法改正に対応した「広陵町地域公共交通計画」を策定する。また、第2次広陵町健康増進計画、広陵町都市マスタープラン及び今後策定予定の立地適正化計画の内容と連携したものとする。

